

1 出席議員及び欠席議員

出席議員（13名）

1 番	江 上 裕 子 君	2 番	中 川 泰 一 君
3 番	水 野 忠 宗 君	4 番	渡 辺 保 彦 君
5 番	小 宅 宏 君	6 番	鈴 木 準 二 君
7 番	山 田 成 利 君	8 番	広 瀬 隆 博 君
9 番	乾 豊 君	10 番	若 山 隆 史 君
11 番	藤 埴 理 君	12 番	中 村 ひとみ 君
13 番	富 田 栄 次 君		

欠席議員（なし）

2 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者

町 長	早 野 博 文 君	副 町 長	藤 塚 康 孝 君
総 務 課 長	藤 塚 正 博 君	企画調整課長	小 森 俊 宏 君
税 務 課 長	桐 山 裕 次 君	健康福祉課長	酒 井 明 美 君
子育て推進課長	吉 野 敬 子 君	住 民 課 長	岡 野 文 紀 君
建 設 課 長	多 賀 靖 君	都 市 計 画 課 長	衣 斐 浩 一 君
産 業 課 長	小 竹 武 志 君	上 下 水 道 課 長	川 瀬 桂 一 郎 君
会計管理者兼 会 計 課 長	藤 江 和 明 君	消 防 主 任	廣 瀬 太 佳 夫 君
教 育 課 長	和 田 満 君	教育次長兼 学 校 教 育 課 長	小 川 裕 司 君
生涯学習課長	桑 原 和 弘 君		

3 職務のため出席した事務局職員

事 務 局 長	高 木 智 司	書 記	石 川 敦 詞
書 記	小 藪 友 香		

4 議事日程

日程第1 議長の選挙

5 本日の会議に付した事件

日程第1 議長の選挙

追加日程第1 議席の指定

追加日程第2 副議長の選挙

追加日程第3 常任委員会委員の選任

追加日程 常任委員会の閉会中の継続調査の件

追加日程第4 議会運営委員会委員の選任

追加日程 議会運営委員会の閉会中の継続調査の件

追加日程第5 岐阜県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙

追加日程第6 不破消防組合議会議員の選挙

追加日程第7 議第27号 専決処分の承認について

追加日程第8 議第28号 専決処分の承認について

追加日程第9 議第29号 垂井町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する
基準を定める条例の一部改正について

追加日程第10 議第30号 垂井町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例
の一部改正について

追加日程第11 議第31号 垂井町文化会館音響設備更新工事請負契約の締結について

追加日程第12 議第32号 令和5年度垂井町一般会計補正予算（第2号）

追加日程第13 議第33号 監査委員の選任について

午前 9 時00分 開会

○事務局長（高木智司君） おはようございます。議会事務局の高木でございます。

本日は一般選挙後最初の議会でございますので、議長が選出されるまでの間、地方自治法第107条の規定によりまして、年長の議員が臨時に議長の職務を行うこととなっております。出席議員のうち、山田成利議員が最年長者でございますので、御紹介を申し上げます。

〔年長議員 山田成利君登壇〕

○年長議員（山田成利君） おはようございます。

ただいま紹介されました山田成利でございます。議長選挙が終わるまでの間、臨時に議長の職務を行いますので、よろしく御協力のほどお願いいたします。

〔年長議員 山田成利君議長席に着く〕

○臨時議長（山田成利君） これより令和 5 年第 3 回垂井町議会臨時会を開会し、直ちに本日の会議を開きます。

初めに、感染症の予防のため、今臨時会中、議会出席者のマスク着用を許可しております。

なお、飛沫感染防止対策を講じています演壇及び議長席においては、マスクを外しての発言を可といたしております。御理解を賜りますようお願いいたします。

この際、議事の進行上、仮議席の指定を行います。

仮議席は、ただいま御着席の議席と指定いたします。

しばらく休憩いたします。

午前 9 時04分 休憩

午前 9 時14分 再開

○臨時議長（山田成利君） 再開いたします。

本日の議事日程は、あらかじめ印刷をしてお手元に配付いたしてありますので、これより議事日程に入ります。

日程第 1 議長の選挙

○臨時議長（山田成利君） 日程第 1、議長の選挙を行います。

選挙は投票により行います。

議場の閉鎖を命じます。

〔書記 議場を閉鎖〕

ただいまの出席議員数は13人であります。

投票用紙を配付いたさせます。

〔書記 投票用紙を配付〕

投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

配付漏れなしと認めます。

投票箱を改めさせます。

〔書記 投票箱を点検、投票箱の蓋を開け議員及び臨時議長に示す〕

異状なしと認めます。

念のため申し上げます。投票は単記無記名であります。

これより投票を開始いたします。前列から順次投票を願います。

〔投票〕

投票漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

これより開票を行います。

垂井町議会会議規則第27条第2項の規定により、立会人に江上裕子君、富田栄次君を指名いたします。両君の立会いを求めます。

〔立会人 登壇し、書記の開票事務に立ち会う〕

〔臨時議長 議長席において投票の点検を行う〕

選挙の結果を報告いたします。

投票総数13票、有効投票13票、無効投票なし。

有効投票中、若山隆史君9票、藤埴理君4票、以上のおりであります。

この投票の法定得票数は4票であります。よって、若山隆史君が議長に当選されました。

議場の開鎖を命じます。

〔書記 議場を開鎖〕

ただいま議長に当選されました若山隆史君が議長におられますので、本席から垂井町議会会議規則第28条第2項の規定による当選の告知をいたします。

新議長、登壇し、挨拶をお願いします。

〔10番 若山隆史君登壇〕

○10番（若山隆史君） 議長の当選告知をいただきました。就任に当たりまして御挨拶を申し上げます。

まずもって議長の職責の重さをただいまひしひしと感じているところでございます。もとより議会におきましては、議員各位の御理解、御協力なしでは歩を進めることはできません。どうか私どもに格段のお力添えを賜りますようお願いを申し上げます。

また、地方自治法及び関係法令に基づいて、最高議決機関としての威厳と品位を持って言論の府の機能を確保し、議会運営に努めたく存じております。あわせて、時代の要請と民意に基づく議会改革・改善も、不易流行を原則として取り組んでまいりたいと考えておるところでございます。どうか執行と議会の適切な両輪関係を構築、維持し、一丸となって垂井町のさ

らなる発展に貢献できますよう、最善・最大を尽くす所存でございます。どうぞよろしく御支援賜りますようお願い申し上げます、御挨拶とさせていただきます。（拍手）

○臨時議長（山田成利君） 臨時議長の職務はこれをもって終了いたしましたので、議長と交代いたします。

〔臨時議長 山田成利君議長席を降り、議長 若山隆史君議長席に着く〕

○議長（若山隆史君） 町長より特に発言を求められておりますので、これを許可いたします。
町長 早野博文君。

〔町長 早野博文君登壇〕

○町長（早野博文君） ただいま議長の許可をいただきましたので、令和5年第3回垂井町議会臨時会の開会に当たりまして、諸議案の御審議をお願いするに際して、私が町政運営を担っていく上での所信の一端を申し上げ、町民の皆様並びに議会議員の御理解と御協力を賜りたいと存じます。

私は、さきの町長選挙におきまして、無投票による当選という結果を受け、2期目の町政を担わせていただくことに相なりました。改めてその責任の重さを実感し、身の引き締まる思いであります。1期目の町政運営に当たりましては、町民の皆様並びに議員各位の御理解と御協力をいただきながら、新庁舎への移転や長期化する新型コロナウイルス感染症対策などを行いながら、自分のモットーであります三現主義で町民目線の政治を行ってまいりました。しかしながら、コロナ禍に加え、電力、ガス、食料品などの物価高騰などによりまして、町民生活は大きく影響を受けております。また、国の想定を上回るスピードで、少子化に伴う人口減少が進む中、地方創生の取組をはじめ出産、子育て支援の充実、さらには地震や水害などの自然災害に備えるための防災・減災対策など、従来にも増して地方自治体を取り巻く環境は厳しさを増しております。そのため、私は職員と一丸となり、粉骨砕身、全力でこの難局に立ち向かってまいり所存でございます。

それでは、2期目の町政運営に当たり、私の所信を述べさせていただきます。

本町では、まちづくりの羅針盤であります垂井町第6次総合計画に基づいて、各種の施策を展開しております。この計画は、平成30年度から令和9年度までの10か年計画となっており、今年度からは後期基本計画が新たにスタートしたところでございます。この後期基本計画におきましては、3つの施策を重点戦略に位置づけております。

まず重点1. 若い世代や子育て世代に選ばれるまちづくりでは、少子化対策を軸として、子育て、教育、都市基盤、産業などに関する施策を推進し、若い世代や子育て世代に選ばれるまちを目指してまいります。

次に、重点2. DXの推進による便利で快適なまちづくりでは、行政、暮らし、産業などの様々な分野において、DXの推進により本町の価値を高め、全ての人にとって便利で快適なまちを目指してまいります。

最後に、重点3. 次代に引き継ぐ持続可能なまちづくりでは、人口規模や財政状況に適した

施策の見直しを進め、次代に引き継げる持続可能なまちを目指してまいります。

その中でも、特に少子化対策につきましては、一丁目一番地の課題に位置づけております。本町の令和4年度の出生数は、過去最少の126人であり、少子化に歯止めがかかっておりません。このような状況の中で、国におきましては地方創生に力を入れており、その基本目標の一つに結婚・出産・子育ての希望をかなえると記されております。この少子化対策で重要なのは、子育て若者世代への支援であり、つまりは未来への投資が最も必要であります。

しかしながら、未来への投資をしていくためには、国でも課題となっておりますとおり、財源が必要となっております。そこで、本町におきましては、今年度からスタートいたしました第6次行財政改革大綱に基づき、令和7年度までの3か年にわたり行政、財政の一体改革を行う中で、財源を確保してまいりたいと考えております。また、家庭における貯金であります基金につきましては、私が町長就任以降、毎年度積立てを行った結果、着実に増えております。改革と成長で編み出したこれらの果実をいかに町民の皆様に分配、投資ができるかが私に課せられた責務であると、そのように考えております。

このようなことから、2期目の4年間で次の3つのことを重点施策に位置づけ、取組を進めてまいります。

まず1つ目に、少子化対策、子育て支援でございます。

国が提唱するこどもまんなか社会の実現に向け、結婚、妊娠、出産、子育てのライフステージに応じた取組の充実を図り、社会的包摂を意識した子供施策を推進し、子育てファーストタウンたるいを目指してまいります。主な取組といたしましては、私が町長就任以降、取組を進めております18歳までの医療費無償化や小・中学生の給食費無償化は引き続き実施するとともに、さらに3歳未満児の保育料無償化、またはこども園の給食費無償化を実施してまいります。

また、子育て世代などが集える場づくりといたしまして、各地区の代表的な公園に大型遊具を設置するとともに、相川河川敷の整備や朝倉運動公園の再整備を行いながら、子育てしやすい環境を整備するなど、男性も女性も共に活躍できるまちづくりを進めてまいります。

2つ目に、地域経済の活性化でございます。

商工業振興が図られるよう、時代のニーズに合った創業、経営支援や町内での創業メリットの創出とPRを行うことにより、成長性の高い企業の誘致や既存企業を支援するとともに、新しい観光の在り方の検討を行い、地域経済の潤いと交流を拡大してまいります。主な取組といたしましては、若年層世代の転出を抑制するために、昨年度開催いたしました創業支援アカデミーでの学びを生かし、伴走型の創業支援を行うなど、スタートアップ施策を推し進め、起業・創業の促進を図るとともに、新規の企業誘致や町内企業、事業所の町外への移転防止も図ってまいります。

また、旧中山道垂井宿や南宮大社付近のにぎわいづくりを行いながら、地域経済の潤いと交流を拡大してまいります。そのほか、引き続き美濃国府跡の公有地化を進めるとともに、新たに菩提山城跡の国指定史跡に向けた取組も進めてまいります。

3つ目に、都市基盤の整備でございます。

将来を見据えた快適な都市基盤を整備するため、町内幹線道路や公共施設の整備、また都市計画などの見直しの検討を行ってまいります。主な取組といたしましては、（仮称）旧庁舎跡地にぎわい創出施設整備事業は、昨年度旧庁舎を取り壊し、いよいよ今年度から施設の建築工事、外構工事を行い、令和6年4月の供用開始に向け、施設運営などの準備も進めてまいります。

また、人口減少が著しい栗原、岩手地域の市街化調整区域において、町内外の方が住宅を建てやすくするため、地区計画制度を用いた規制緩和に向けた取組を進めるとともに、ポテンシャルの高い戦略的可能性のある土地の有効利用に向けた促進も行っております。そのほか、本町の道路交通の大動脈である国道21号線4車線化への促進を図っております。

以上、私の2期目における重点施策の3本柱でございます。

冒頭申し上げましたように、少子化対策は国と同様に、本町にとりましても最大の課題となっております。したがって、先ほど申し上げました重点施策の3本柱が点として存在し、線とつながって、やがて面となり、形づくられることによって住みよい場所が生まれ、そして人が集まる。これこそが人口減少対策の軸として働くものと確信をいたしております。そのために、私の政治姿勢であります現場に向いて現物に直接触れ、現実を捉えるの三現主義の下、引き続き町民の皆様と共に力強く町政を推進してまいりたいと考えております。

今後とも、感染症や物価高騰などにより先行きが見通せず、町民生活や社会経済活動などへの影響の長期化が懸念されます。しかしながら、このようなときだからこそ、役場がこれまで以上に町民の皆様の役に立つ場とならなければなりません。改革から成長、そして分配、投資に向けた動きを確かなものとして、町民の皆様がウェルビーイング、いわゆる肉体的、精神的、社会的、全ての要素で満たされた持続的な幸福な状態を実感できるような取組を進めてまいります。

終わりに、私の所信に対して、町民の皆様並びに議員各位のさらなる御理解と御協力を心よりお願い申し上げ、2期目の町長就任に当たりましての所信の表明とさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（若山隆史君） この際、議事日程の追加をいたします。

追加議事日程は、あらかじめ印刷してお手元に配付いたしてありますので、これより追加議事日程に入ります。

日程第1 議席の指定

○議長（若山隆史君） 日程第1、議席の指定を行います。

議席は垂井町議会会議規則第3条第1項の規定により、1番 江上裕子君、2番 中川泰一君、3番 水野忠宗君、4番 渡辺保彦君、5番 小宅宏君、6番 鈴木準二君、7番 山田

成利君、8番 広瀬隆博君、9番 乾豊君、10番 若山隆史、11番 藤墳理君、12番 中村ひとみ君、13番 富田栄次君。

以上のとおり指定いたします。

お諮りいたします。

今臨時会の会期は本日1日といたしたいが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、会期は本日1日と決定しました。

本日の会議録署名議員には、垂井町議会会議規則第106条の規定により、1番 江上裕子君、2番 中川泰一君を指名いたします。

しばらく休憩いたします。

午前9時46分 休憩

午前9時57分 再開

○議長（若山隆史君） 再開いたします。

日程第2 副議長の選挙

○議長（若山隆史君） 日程第2、副議長の選挙を行います。

選挙は投票により行います。

議場の閉鎖を命じます。

〔書記 議場を閉鎖〕

ただいまの出席議員数は13人です。

投票用紙を配付いたします。

〔書記 投票用紙を配付〕

投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

配付漏れなしと認めます。

投票箱を改めさせます。

〔書記 投票箱を点検、投票箱の蓋を開け議員及び議長に示す〕

異状なしと認めます。

念のため申し上げます。投票は単記無記名であります。

議席番号1番から順次投票願います。

これより投票を開始いたします。

〔投票〕

投票漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

これより開票を行います。

垂井町議会会議規則第27条第2項の規定により、立会人に2番 中川泰一君、12番 中村ひとみ君を指名いたします。両君の立会いを求めます。

〔立会人 登壇し、書記の開票事務に立ち会う〕

〔議長 議長席において投票の点検を行う〕

選挙の結果を報告いたします。

投票総数13票、うち有効投票12票、無効投票1票。

有効投票中、広瀬隆博君9票、山田成利君3票、以上のとおりであります。

この投票の法定得票数は3票であります。よって、広瀬隆博君が副議長に当選されました。

議場の開鎖を命じます。

〔書記 議場を開鎖〕

ただいま副議長に当選されました広瀬隆博君が議長におられますので、本席から垂井町議会会議規則第28条第2項の規定による当選の告知をいたします。

新副議長、登壇し、挨拶をお願いいたします。

〔8番 広瀬隆博君登壇〕

○8番（広瀬隆博君） このたびは副議長に立候補させていただきまして、副議長に就任させていただきました。誠にありがとうございました。

新型コロナウイルスもこの5月8日で2類から5類に変わってまいりました。この3年間で失われた地域活性化、活力の低下、経済活動の減速、生活様式の見直しなど、議会の責務は大変重要であります。

また、今回の垂井町議会議員選挙におきましては、半数以上の新たに7名の方が当選されて、議会の在り方を見直すよい機会となっております。議会改革は必要でないかと思っております。

副議長は、議長の補佐として、議長の議会運営がスムーズに運ぶためのサポート役であり、時には相談相手となり助言することもあると考えております。つきましては、議員皆様のお知恵と協力をいただきながら、全力で議長を支え、議会の活性化及び信頼できる議会の実現のために努力したいと決意いたしております。議員の皆様の特段の御理解と御支援を賜りますようお願いいたしまして、私からの御挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。（拍手）

○議長（若山隆史君） しばらく休憩いたします。

午前10時11分 休憩

午前11時35分 再開

○議長（若山隆史君） 再開いたします。

日程第3 常任委員会委員の選任

○議長（若山隆史君） 日程第3、常任委員会委員の選任を行います。

お諮りいたします。

常任委員会委員の選任については、垂井町議会委員会条例第6条第4項の規定により、総務産業建設委員、富田栄次君、中村ひとみ君、若山隆史、山田成利君、水野忠宗君、中川泰一君、江上裕子君。文教厚生委員、藤墳理君、乾豊君、広瀬隆博君、鈴木準二君、小宅宏君、渡辺保彦君、以上のとおり指名いたしたいが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました諸君をそれぞれの常任委員会委員に選任することに決定しました。

しばらく休憩いたします。

午前11時36分 休憩

午前11時37分 再開

○議長（若山隆史君） 再開いたします。

報告いたします。

休憩中に各常任委員会が開かれ、正・副委員長の選挙が行われた結果、総務産業建設委員長 中村ひとみ君、同副委員長 水野忠宗君、文教厚生委員長 藤墳理君、同副委員長 渡辺保彦君。

以上の諸君が互選されましたので報告いたしておきます。

しばらく休憩いたします。

午前11時38分 休憩

午前11時39分 再開

○議長（若山隆史君） 再開いたします。

ただいま各常任委員長から、各常任委員会の閉会中の継続調査申出書の提出がありました。お諮りいたします。

この際、常任委員会の閉会中の継続調査の件を日程に追加し、議題とすることにいたしたいが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、常任委員会の閉会中の継続調査の件を日程に追加し、議題とすることに決定しました。

追加日程 常任委員会の閉会中の継続調査の件

○議長（若山隆史君） 常任委員会の閉会中の継続調査の件を議題といたします。

各常任委員長から、お手元に配付いたしました申出書のとおり、各常任委員会の所管事項について、現委員の任期中にわたり閉会中の継続調査の申出があります。

お諮りいたします。

本件は、各常任委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、各常任委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

日程第4 議会運営委員会委員の選任

○議長（若山隆史君） 日程第4、議会運営委員会委員の選任を行います。

お諮りいたします。

議会運営委員会委員の選任については、垂井町議会委員会条例第6条第4項の規定により、富田栄次君、中村ひとみ君、藤埴理君、水野忠宗君、中川泰一君を指名いたしたいが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました諸君を議会運営委員会委員に選任することに決定しました。

しばらく休憩いたします。

午前11時40分 休憩

午前11時41分 再開

○議長（若山隆史君） 再開いたします。

報告いたします。

休憩中に議会運営委員会が開かれ、正・副委員長の選挙が行われた結果、委員長に富田栄次君、副委員長に中川泰一君が互選されましたので報告いたしておきます。

しばらく休憩いたします。

午前11時42分 休憩

午前11時43分 再開

○議長（若山隆史君） 再開いたします。

ただいま議会運営委員長から、議会運営委員会の閉会中の継続調査申出書の提出がありました。

お諮りいたします。

この際、議会運営委員会の閉会中の継続調査の件を日程に追加し、議題とすることにいたしたいが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、議会運営委員会の閉会中の継続調査の件を日程に追加し、議題とすることに決定しました。

追加日程 議会運営委員会の閉会中の継続調査の件

○議長（若山隆史君） 議会運営委員会の閉会中の継続調査の件を議題といたします。

議会運営委員長から、お手元に配付いたしました申出書のとおり、議会の会期日程等、議会の運営に関する事項及び議長の諮問に関する事項について、現委員の任期中にわたり閉会中の継続調査の申出があります。

お諮りいたします。

本件は、委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

日程第5 岐阜県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙

○議長（若山隆史君） 日程第5、岐阜県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙を行います。

お諮りいたします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により指名推選の方法で行いたいが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、選挙の方法は指名推選によることに決定しました。

お諮りいたします。

指名の方法については、議長において指名することといたしたいが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、議長において指名することに決定しました。

岐阜県後期高齢者医療広域連合議会議員に、早野博文君を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま議長において指名いたしました早野博文君を岐阜県後期高齢者医療広域連合議会議員の当選人と定めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました早野博文君を岐阜県後期高齢者

医療広域連合議会議員の当選人とすることに決定しました。

ただいま岐阜県後期高齢者医療広域連合議会議員に当選されました早野博文君が議場におられますので、本席から垂井町議会会議規則第28条第2項の規定により当選の告知をいたします。

日程第6 不破消防組合議会議員の選挙

○議長（若山隆史君） 日程第6、不破消防組合議会議員の選挙を行います。

お諮りいたします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により指名推選の方法で行いたいが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、選挙の方法は指名推選によることに決定しました。

お諮りいたします。

指名の方法については、議長において指名することといたしたいが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、議長において指名することに決定しました。

不破消防組合議会議員に、渡辺保彦君、水野忠宗君、中川泰一君を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま議長において指名いたしました渡辺保彦君、水野忠宗君、中川泰一君を不破消防組合議会議員の当選人と定めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました渡辺保彦君、水野忠宗君、中川泰一君を不破消防組合議会議員の当選人とすることに決定しました。

ただいま不破消防組合議会議員に当選されました渡辺保彦君、水野忠宗君、中川泰一君が議場におられますので、本席から垂井町議会会議規則第28条第2項の規定による当選の告知をいたします。

しばらく休憩いたします。

午前11時50分 休憩

午後2時30分 再開

○議長（若山隆史君） 再開いたします。

日程第7 議第27号 専決処分の承認について

○議長（若山隆史君） 日程第7、議第27号 専決処分の承認についてを議題といたします。

朗読を省略し、提案者の説明を求めます。

町長 早野博文君。

[町長 早野博文君登壇]

○町長（早野博文君） 議第27号 専決処分の承認につきまして、提案理由を御説明申し上げます。

地方税法等の一部を改正する法律等が4月1日に施行されるのに伴い、垂井町税賦課徴収条例の一部を改正する必要が生じ、地方自治法第179条第1項の規定により、3月31日に専決処分をいたしましたので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めますのでございます。

細部につきましては、税務課長並びに住民課長に補足説明をさせますので、十分御審議の上、御賛同賜りますようお願い申し上げます。

○議長（若山隆史君） 税務課長 桐山裕次君。

[税務課長 桐山裕次君登壇]

○税務課長（桐山裕次君） ただいま上程されました議第27号 専決処分の承認につきまして、垂井町税賦課徴収条例の一部を改正する条例のうち、税務課が所管いたす部分につきまして、演壇にて補足説明をさせていただきます。

議案と併せて、新旧対照表の1ページを御覧ください。

第46条の改正規定でございます。町民税の特別徴収義務者による給与所得に係る特別徴収税額の納入義務につきまして、地方税法施行規則に定める納付書様式に第5号の15の2様式が新設されたことに伴い、当該条例が条文中に引用する納付書様式においても、同様の様式追加をする改正でございます。

続きまして、新旧対照表は1ページから2ページを御覧ください。

第48条第1項の改正規定は、法人町民税の申告納付において、同条第5項の改正規定は、法人町民税の修正申告による納付において、また第50条第1項の改正規定は、調査により更正され、納付の告知を受け、不足する法人町民税を納付する場合において、地方税法施行規則に定める納付書様式に第22号の4の2様式が新設されたことに伴い、前述それぞれの条例条文中において引用する納付書様式においても、同様の様式追加をする改正でございます。

続く第50条第2項の改正規定は、字句を整理するものでございます。

続きまして、新旧対照表は2ページから4ページを御覧ください。

第95条の4の改正規定は、たばこ税の申告納付において、同条第5項の改正規定は、たばこ税の修正申告による納付において、また第96条の改正規定は、たばこ税の申告に係る更正により不足する税額及び各加算金を納付する場合において、地方税法施行規則に定める納付書様式に第34号の2の5の2様式が新設されたことに伴い、前述それぞれの条例条文中において引用する納付書様式においても、同様の様式追加をする改正でございます。

続きまして、制定附則の改正でございます。

新旧対照表は6ページを御覧ください。

附則第7条の改正規定につきましては、肉用牛の売却による事業所得に係る課税特例措置の取扱いについて、地方税法の改正に合わせ、当該特例適用期限を4年間延長し、令和9年度分までの町民税に適用することとする改正でございます。

続きまして、新旧対照表は7ページを御覧ください。

附則第9条の読替規定につきましては、地方税法附則第64条の規定が削除されたことにより、当該条例附則が条文中において読み替える地方税法附則の条項につき整理を図るものでございます。

続きまして、新旧対照表は7ページから9ページを御覧ください。

附則第9条の2第3項から第21項の各項の改正規定につきましては、地方税法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合、地域決定型地方税制特例措置、通称わがまち特例に係る特例割合を規定するもので、地方税法の改正に伴い、引用する条項のずれをそれぞれ改めるとともに、同条第23項においては、法附則第19条の9の3第1項に規定する大規模の修繕工事が行われたマンションに対する固定資産税額を減額する特例措置に係る特例割合を新たに規定するものでございます。

続きまして、新旧対照表は9ページから10ページを御覧ください。

附則第9条の3第12項の新設規定につきましては、さきに御説明申し上げた大規模の修繕工事が行われたマンションに対する固定資産税額の減額措置の適用を受けようとする者がすべき申告について規定するものでございます。

続く同条第13項及び第14項の改正規定につきましては、同条第12項の新設規定に伴い、項番号を繰り下げるものでございます。あわせて、地方税法施行規則の改正に伴い、第13項中において引用する施行規則附則の条項にずれが生じたため、改めるものでございます。

続きまして、新旧対照表は10ページから11ページを御覧ください。

附則第9条の4第2項及び第9条の5第2項の改正規定につきましては、平成28年の熊本地震及び平成30年7月豪雨により被災した固定資産に係る固定資産税の特例の適用を受けようとする者がすべき申告等について地方税法が改正され、当該特例が適用される賦課年度が2年間延長されたことに伴う改正でございます。

続きまして、新旧対照表は11ページから13ページを御覧ください。

附則第9条の6第1項から第4項の新設規定につきましては、令和2年7月豪雨により被災した固定資産に係る特例の適用を受けようとする者がすべき申告等について、それぞれ規定するものでございます。

続きまして、新旧対照表は13ページを御覧ください。

附則第14条の2の軽自動車税の環境性能割の非課税措置に関する規定につきましては、当該規定による臨時的軽減措置が令和3年12月末をもって終了したことに伴い、非課税措置に係る条文を削除するものでございます。

続きまして、附則第14条の2の2につきましては、前条附則第14条の2の規定の削除に伴い、条を繰り上げるものでございます。

続きまして、附則第14条の6の軽自動車税の環境性能割の税率の特例に係る第3項の規定につきましては、当該規定による臨時的軽減措置が令和3年12月末をもって終了したことに伴い、軽減措置に係る条文を削除するものでございます。

続きまして、新旧対照表の14ページから16ページに係る附則第15条各項の改正規定につきましては、軽自動車税の種別割に係るグリーン化特例について、地方税法が改正されたことに伴い、同条各項に定める種別割税率の特例に関する規定をそれぞれ整理するものでございます。

附則第15条第1項は、同条第3項から第6項までの規定が削除されたことに伴い、条文中に定義された字句の引用範囲を改めるものでございます。

同条第2項は、地方税法の改正に伴い、環境性能の優れた電気軽自動車等を取得した日の属する年度の翌年度の軽自動車税種別割を軽減するグリーン化特例の適用期限を3年間延長するものでございます。

続く同条第3項から第6項の規定につきましては、各項に規定された軽減特例の種類に応じた軽自動車税種別割の特例期間が終了したため、当該各項の規定をそれぞれ削除するものでございます。

続きまして、新旧対照表は16ページを御覧ください。

同条第7項の規定につきましては、軽自動車税種別割を軽減するグリーン化特例のうち、一定の環境性能を満たす軽自動車税種別割を50%軽減する特例措置について、対象車両を営業用の乗用車に限定し、特例期間を3年間延長する改正を同条第3項に繰り上げ、規定するものでございます。

続く同条第8項の規定につきましては、軽自動車税種別割を軽減するグリーン化特例のうち、一定の環境性能を満たす軽自動車税種別割を25%軽減する特例措置について、対象車両を営業用の乗用車に限定し、特例期間を2年間延長する改正を同条第4項に繰り上げ、規定するものでございます。

続きまして、新旧対照表は17ページを御覧ください。

附則第15条の2の軽自動車税の種別割の賦課徴収の特例の改正規定につきましては、前条附則第15条各項の改正に伴い、条文中において引用する各項の範囲を改めるものでございます。

続きまして、新旧対照表は17ページから18ページを御覧ください。

附則第16条の2第1項及び第2項の改正規定につきましては、優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る町民税の課税の特例について、地方税法の改正に合わせ、当該特例適用期限を3年間延長し、令和8年度までの町民税に適用することとする改正でございます。

続きまして、新旧対照表は18ページを御覧ください。

附則第18条の16の新型コロナウイルス感染症等に係る寄附金税額控除の特例の改正規定につ

きましては、条文中に定義された字句の引用範囲を削除するものでございます。

続きまして、改正条例の附則でございます。

議案書の6ページから7ページを御覧ください。

第1条では、施行期日を令和5年4月1日としております。

第2条と第3条では、今回の改正に伴います固定資産税、軽自動車税に関する経過措置をそれぞれ定めております。

以上、税務課所管分の補足説明とさせていただきます。御承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（若山隆史君） 住民課長 岡野文紀君。

〔住民課長 岡野文紀君登壇〕

○住民課長（岡野文紀君） ただいま上程されました議第27号 専決処分の承認について、垂井町税賦課徴収条例の一部を改正する条例のうち、住民課所管の国民健康保険税に係ります部分につきまして、演壇にて補足説明をさせていただきます。

改正条例1ページの下段、新旧対照表は4ページから5ページを御覧ください。

第153条及び第175条の改正につきましては、国民健康保険税の負担の上限額であります課税限度額の引上げと減額措置に係ります軽減判定所得基準額の引上げについて、それぞれ改定するものでございます。

課税限度額の詳細といたしましては、後期高齢者支援金等課税額に係る課税限度額が20万円から22万円に引き上げられるものでございます。

また、軽減判定所得基準額でございますが、世帯の所得合計額が基準額以下の場合、均等割額及び平等割額について、段階に応じて2割・5割・7割分の軽減を行っております。このうち、軽減判定所得基準額の算定において、5割軽減では被保険者1人につき加算する金額を28万5,000円から29万円に引き上げ、2割軽減では被保険者1人につき加算する金額を52万円から53万5,000円に引き上げるものでございます。

続きまして、改正条例2ページ、新旧対照表は5ページから6ページを御覧ください。

第175条の2及び第176条の2第2項の改正についてでございます。

会社の倒産や解雇などで離職し、国民健康保険に加入した方は、特例対象被保険者等に係る申告をし、保険税の軽減を受けることができます。申告の際には、雇用保険受給資格者証、その他の特例対象被保険者等であることの事実を証明する書類を提示することを規定しておりましたが、雇用保険法施行規則の改正に基づき、公共職業安定所にてマイナンバーカードによる失業認定手続をされた方には、雇用保険受給資格通知が発行されることとなったため、これに伴い、第176条の2第2項において、申告書の提出に当たり、提示する書類を雇用保険受給資格者証、または雇用保険受給資格通知に改めるものでございます。

第175条の2の改正は、第176条の2第2項の改正に伴い、文言の整理を行うものでございます。

続きまして、改正条例 6 ページ、新旧対照表は18ページから24ページを御覧ください。

附則第19条から第21条、第23条から第26条、第29条及び第30条の改正でございます。

こちらにつきましては、公的年金等に係る所得に係る国民健康保険税の課税の特例等につきまして、地方税法の改正に伴い、それぞれ引用する条項を整理するものでございます。

続きまして、改正条例 6 ページ、新旧対照表は24ページを御覧ください。

附則第32条の改正でございます。

こちらにつきましては、新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した被保険者等に係る国民健康保険税の減免措置について、令和 6 年 3 月 31 日までの期間に納期限が到来するものについて対象とするための改定をするものでございます。

次に、改正条例の附則でございます。

改正条例 6 ページから 7 ページを御覧ください。

第 1 条では、施行期日を令和 5 年 4 月 1 日としております。

また、第 4 条では、国民健康保険税に関する経過措置として、新条例の規定は令和 5 年度以後の年度分の国民健康保険税について適用することを規定しております。

以上、住民課所管分の補足説明とさせていただきます。御承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（若山隆史君） これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

お諮りいたします。

議第27号 専決処分の承認については、これを承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、本案は承認されました。

日程第 8 議第28号 専決処分の承認について

○議長（若山隆史君） 日程第 8、議第28号 専決処分の承認についてを議題といたします。

朗読を省略し、提案者の説明を求めます。

町長 早野博文君。

[町長 早野博文君登壇]

○町長（早野博文君） 議第28号 専決処分の承認につきまして、提案理由を御説明申し上げます。

国のマイナポイント事業の申請期間及び新型コロナウイルスワクチンの特例臨時接種期間の延長に伴い、事業費を補正する必要が生じたので、地方自治法第179条第1項の規定により、令和5年度垂井町一般会計補正予算（第1号）を令和5年4月1日に専決処分をいたしました。そのため、同条第3項の規定により議会に報告し、承認を求めます。

それでは、専決第3号、令和5年度垂井町一般会計補正予算（第1号）について、提案理由を御説明申し上げます。

今回の補正につきましては、歳入歳出にそれぞれ1億1,390万8,000円を追加し、予算総額を108億8,390万8,000円といたすものでございます。

補正いたします主なものは、総務費では、総務管理費におきまして、マイキーID設定支援事務に係る労働者派遣業務に係る委託料につきまして、増額の措置を行いました。

衛生費では、保健衛生費におきまして、新型コロナウイルスワクチン接種事業に係ります経費につきまして、同じく増額の措置を行ったところでございます。

なお、財源につきましては、国庫支出金及び諸収入の増額措置をしたところでございます。

細部につきましては、総務課長に補足説明をさせますので、十分御審議の上、御賛同を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（若山隆史君） 総務課長 藤塚正博君。

[総務課長 藤塚正博君登壇]

○総務課長（藤塚正博君） ただいま上程されました議第28号 専決処分の承認につきまして、演壇において補足説明をさせていただきます。

本件、専決第3号、専決処分は、国のマイナポイント事業の申請期間が令和5年2月末から令和5年9月末までに延長されたことに伴いまして、マイナポイント申請支援事業に係る経費について補正をする必要が生じたこと、併せて新型コロナウイルスワクチンの特例臨時接種期間が令和5年3月末から令和6年3月末までに延長されたことに伴いまして、ワクチン接種に係る経費を補正する必要が生じたことから、地方自治法第179条第1項の規定により、令和5年4月1日、令和5年度垂井町一般会計補正予算（第1号）におきまして、専決処分により措置をいたしましたものでございます。

議案書の第1条でございます。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億1,390万8,000円を追加し、総額を歳入歳出それぞれ108億8,390万8,000円といたすものでございます。

歳入歳出補正予算事項別明細書の6ページでございます。

歳出から御説明をさせていただきます。

款2総務費、項1総務管理費、目6企画費におきまして、マイナポイントの申請で必要とな

るマイキー I D の設定支援事務に係る労働者派遣業務委託料といたしまして、委託料で 481 万 3,000 円の増額をお願いするものでございます。

財源につきましては、全額国庫支出金が交付される見込みでございます。

続きまして、款 4 衛生費、項 1 保健衛生費、目 8 新型コロナウイルスワクチン接種事業費につきましては、新型コロナウイルスワクチン接種事業の特例臨時接種期間が令和 6 年 3 月末まで延長となりましたことに伴う経費といたしまして、報酬で 660 万円、職員手当等で 171 万円、共済費で 111 万円、予防接種健康被害調査委員会委員などへの報償費として 4 万 3,000 円、旅費で 19 万円、事務用品の購入、接種案内の印刷などの需用費で 196 万 2,000 円、郵送料など役務費で 310 万円、ワクチン接種業務などの委託料で 8,209 万円、ワクチン接種予約システム使用料として、使用料及び賃借料で 317 万円、ワクチン接種促進事業費交付金として、負担金、補助及び交付金で 912 万円、それぞれ増額補正をお願いするものでございます。

財源には、国庫支出金及び諸収入を見込んでおるところでございます。

続きまして、5 ページの歳入につきまして御説明をいたします。

款 14 国庫支出金、項 1 国庫負担金、目 3 衛生費国庫負担金におきましては、新型コロナウイルスワクチン接種対策費国庫負担金といたしまして、7,182 万円の増額補正をお願いするものでございます。

次に、項 2 国庫補助金、目 1 総務費国庫補助金におきましては、マイナンバーカード交付事務費補助金といたしまして、481 万 3,000 円の増額補正をお願いするものでございます。

目 3 衛生費国庫補助金におきましては、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費国庫補助金といたしまして、3,711 万円の増額補正をお願いするものでございます。

款 20 諸収入、項 5 雑入、目 6 雑入におきましては、新型コロナウイルスワクチン接種事業に係ります職員の労働雇用保険負担金といたしまして 2 万 9,000 円、新型コロナウイルスワクチン接種料負担金といたしまして、13 万 6,000 円の増額補正をお願いするものでございます。

なお、8 ページからは、給与費明細書を添付させていただいておりますので、後ほどお目通しいただきたいと思っております。

以上、補足説明とさせていただきます。何とぞ御理解賜りますとともに、御審議の上、御賛同賜りますようお願い申し上げます。

○議長（若山隆史君） これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

お諮りいたします。

議第28号 専決処分の承認については、これを承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、本案は承認されました。

日程第9 議第29号 垂井町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について

○議長（若山隆史君） 日程第9、議第29号 垂井町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正についてを議題といたします。

朗読を省略し、提案者の説明を求めます。

町長 早野博文君。

〔町長 早野博文君登壇〕

○町長（早野博文君） 議第29号 垂井町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正につきまして、提案理由を御説明申し上げます。

こども家庭庁設置法及びこども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律等の施行に伴う内閣府本府関係内閣府令の整備に関する内閣府令の施行に伴い、所要の改正を行うものでございます。

細部につきましては、子育て推進課長に補足説明をさせますので、十分御審議の上、御賛同賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（若山隆史君） 子育て推進課長 吉野敬子君。

○子育て推進課長（吉野敬子君） 議第29号 垂井町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について、補足説明をさせていただきます。

このたびの改正は、こども家庭庁設置法及びこども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律等の施行に伴う内閣府本府関係内閣府令の整備に関する内閣府令が令和5年3月31日に公布されたことに伴い、所要の改正を行うものでございます。

それでは、条文について説明をさせていただきます。

議案書と併せまして、新旧対照表は25ページから御覧ください。

まず、第5条、第7条から第9条及び第14条につきましては、条文中引用しております子ども・子育て支援法に係る条項ずれを改めるものでございます。こども家庭庁の設置に伴う子ども・子育て支援法の一部改正により、第19条第1項を引用している箇所を第19条と改めるとともに、字句の整理を行うものでございます。このたびの条例改正では、同様の理由で改める箇所が多く、以後、子ども・子育て支援法に係る条項ずれと申します。

次に、第16条第1項第3号につきましては、条文中引用しております学校教育法の条項にず

れが生じたことに伴う改正でございます。「第25条」を「第25条第1項」に改めます。

同項第4号につきましては、厚生労働省からこども家庭庁に所掌事務が移管されたことに伴う改正でございます。「厚生労働大臣」を「内閣総理大臣」に改めます。

第21条、第36条から第38条及び第40条につきましては、条文中引用しております子ども・子育て支援法に係る条項ずれを改めるものでございます。

第45条につきましては、厚生労働省からこども家庭庁に所掌事務が移管されたことに伴う改正でございます。

第49条につきましては、字句の整理を行うものです。

第52条及び第53条につきましては、条文中引用しております子ども・子育て支援法に係る条項ずれを改めるものでございます。

附則といたしまして、この条例は公布の日から施行するものでございます。

以上、議第29号の補足説明とさせていただきます。何とぞ御審議の上、御賛同賜りますようお願い申し上げます。

○議長（若山隆史君） これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

お諮りいたします。

議第29号 垂井町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正については、これを原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第10 議第30号 垂井町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について

○議長（若山隆史君） 日程第10、議第30号 垂井町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正についてを議題といたします。

朗読を省略し、提案者の説明を求めます。

町長 早野博文君。

〔町長 早野博文君登壇〕

○町長（早野博文君） 議第30号 垂井町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正につきまして、提案理由を御説明申し上げます。

こども家庭庁設置法等の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等に関する省令の施行に伴い、所要の改正を行うものでございます。

細部につきましては、子育て推進課長に補足説明をさせますので、十分御審議の上、御賛同賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（若山隆史君） 子育て推進課長 吉野敬子君。

○子育て推進課長（吉野敬子君） 議第30号 垂井町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について、補足説明をさせていただきます。

このたびの改正は、こども家庭庁設置法等の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等に関する省令が令和5年3月31日に公布されたことに伴い、所要の改正を行うものでございます。

それでは、条文について説明をさせていただきます。

議案書と併せまして、新旧対照表38ページを御覧ください。

第26条につきまして、こども家庭庁の設置により、厚生労働省からこども家庭庁に所掌事務が移管されたことに伴い、条文中、「厚生労働大臣」を「内閣総理大臣」に改めるものでございます。

附則といたしまして、この条例は公布の日から施行するものでございます。

以上、議第30号の補足説明とさせていただきます。何とぞ御審議の上、御賛同賜りますようお願い申し上げます。

○議長（若山隆史君） これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

お諮りいたします。

議第30号 垂井町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正については、これを原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長（若山隆史君） 日程第11、議第31号 垂井町文化会館音響設備更新工事請負契約の締結についてを議題といたします。

朗読を省略し、提案者の説明を求めます。

町長 早野博文君。

〔町長 早野博文君登壇〕

○町長（早野博文君） 議第31号 垂井町文化会館音響設備更新工事請負契約の締結につきまして、提案理由を御説明申し上げます。

文化会館の音響設備を更新するに当たり、過日指名競争入札に付しましたところ、愛知県名古屋市中区錦1丁目18番28号、ヤマハサウンドシステム株式会社名古屋営業所所長 川島洋次郎が落札いたしましたので、この者と7,370万円で契約を締結するため、地方自治法第96条第1項第5号及び垂井町議決条例第2条の規定により議会の議決を求めるものでございます。

細部につきましては、総務課長並びに生涯学習課長に補足説明をさせますので、十分御審議の上、御賛同賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（若山隆史君） 総務課長 藤塚正博君。

○総務課長（藤塚正博君） ただいま上程されました議第31号 垂井町文化会館音響設備更新工事請負契約の締結につきまして、私からは契約に係ります補足説明をさせていただきます。

議案書並びに入札結果表につきまして御覧をいただきますようお願いいたします。

本件の入札につきましては、垂井町建設工事指名競争入札参加者選定に関する基準に基づき、5者に指名通知をいたし、去る4月25日に指名競争入札を執行いたしました。第1回目の入札で、予定価格の制限の範囲内において、ヤマハサウンドシステム株式会社名古屋営業所が6,700万円で落札いたしましたところでございます。

議案書にございますとおり、この結果に基づきまして、消費税を含めまして7,370万円で愛知県名古屋市中区錦1丁目18番28号、ヤマハサウンドシステム株式会社名古屋営業所所長 川島洋次郎と本契約を締結するに当たりまして、地方自治法第96条第1項第5号及び垂井町議決条例第2条の規定によりまして、議会の議決をお願いするものでございます。

完成期限につきましては、令和6年1月31日でございます。

以上、補足説明とさせていただきます。何とぞ御理解を賜りますとともに、御審議の上、御賛同賜りますようお願い申し上げます。

○議長（若山隆史君） 生涯学習課長 桑原和弘君。

〔生涯学習課長 桑原和弘君登壇〕

○生涯学習課長（桑原和弘君） 議第31号 垂井町文化会館音響設備更新工事請負契約の締結につきまして、私からは文化会館の所管課といたしまして、当該工事の概要について、演壇にて補足説明をさせていただきます。

入札結果表の次のページ、垂井町文化会館音響設備更新工事の概要から御覧ください。

文化会館につきましては、昭和56年12月に建築以降、40年以上音響設備の更新、改修が行われておらず、設備の老朽化によるノイズや音割れなどが発生しております。また、マイクや録音再生機器などを操作するための調整卓においては、音量を調整するフェーダーの一部が使用できない状態で、舞台運営に支障を生じさせている状況でございます。現在、年2回保守点検を行っておりますが、既存音響機器の大半が既に製造されておらず、修理のための交換部品の調達も非常に困難で対応できなくなっていることから、今回音響設備の更新工事を行い、会館を利用される方が快適に御利用いただけるよう対応するものでございます。

工事の内容といたしましては、大ホールと小ホールの音響設備を更新いたします。大ホールの主な更新設備といたしましては、音響操作室内の音響機器として、高音、低音、音量などスピーカーへの音の出し方などを調整しますデジタルミキサーやホール内の音を聞きますモニタースピーカーなどを備える音響調整卓、カセットテープレコーダーやCDプレーヤーなどを備える録音・再生機器、マイク等が繋がれたコネクターから音響調整卓へ信号を伝える入出力パッチ架、音響調整卓から音の信号をつくり、スピーカーへ出力する出力制御部、パワーアンプ架などを更新いたします。

スピーカー類として、ホール内の舞台上部にあるプロセニウムスピーカーや舞台横にあるサイドスピーカー、舞台上を動かすことができる移動型スピーカーなどのほか、ロビーや楽屋などの天井に設置してありますスピーカーを更新いたします。舞台袖音響機器類として、アナログミキサーやシステムリモートボックスなどを更新いたします。マイクロホン類として、ワイヤレスマイクや有線で繋がれたコンデンサーマイク、ダイナミックマイクなどを更新いたします。そのほか、ホール内の集音をするエアモニターマイク装置や、舞台床や舞台上手・下手にありますコネクター盤類、ケーブル類、電源分電盤などの更新と、それらに伴います配管・配線工事を行います。

小ホールの主な更新設備といたしましては、小ホール上手側に設置しますミキサーやCDプレーヤーを搭載する音響操作ワゴン、コネクター盤類として入力ジャック盤とスピーカー、マイク類の更新、併せてそれらに伴います配管・配線工事を行います。

工事期間といたしましては、本契約締結日から令和6年1月31日までとしております。

なお、本工事の施工に伴い、ホールの利用につきまして、大ホールが11月と12月の約2か月間、現場での作業のため使用ができません。御利用の方には大変御迷惑をおかけいたしますが、小ホールなどで調整をしながら、会館の利用をしていただけるよう努めてまいりたいと考えております。

以上、補足説明とさせていただきます。何とぞ御審議の上、御賛同賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（若山隆史君） これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

お諮りいたします。

議第31号 垂井町文化会館音響設備更新工事請負契約の締結については、これを原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第12 議第32号 令和5年度垂井町一般会計補正予算（第2号）

○議長（若山隆史君） 日程第12、議第32号 令和5年度垂井町一般会計補正予算（第2号）を議題といたします。

朗読を省略し、提案者の説明を求めます。

町長 早野博文君。

〔町長 早野博文君登壇〕

○町長（早野博文君） 議第32号 令和5年度垂井町一般会計補正予算（第2号）について、提案理由を御説明申し上げます。

今回の補正につきましては、歳入歳出にそれぞれ1億450万1,000円を追加し、予算総額を109億8,840万9,000円とするものでございます。

補正いたしますものは、民生費では、住民税非課税世帯生活支援給付金給付事業に係ります経費の増額を、府中子ども園遊戯室空調設備改修工事に係る工事請負費の増額、子育て世帯生活支援特別給付金給付事業に係ります経費の増額について、それぞれ増額の措置を行いました。

商工費では、ビジネス拠点施設整備等業務に係ります委託料につきまして、増額の措置を行いました。

財源につきましては、国庫支出金、県支出金及び繰越金により収支の均衡を図った次第でございます。

細部につきましては、総務課長に補足説明をさせますので、十分御審議の上、御賛同賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（若山隆史君） 総務課長 藤塚正博君。

〔総務課長 藤塚正博君登壇〕

○総務課長（藤塚正博君） ただいま上程されました議第32号 令和5年度垂井町一般会計補正予算（第2号）につきまして、演壇におきまして補足説明をさせていただきます。

議案書、第1条でございます。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億450万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ109億8,840万9,000円といたすものでございます。

歳入歳出補正予算事項別明細書の6ページ、歳出から御説明をさせていただきます。

款3民生費、項1社会福祉費、目18住民税非課税世帯生活支援給付金給付事業費につきましては、コロナ禍における原油価格、電気、ガス料金など物価高騰によります生活支援を行う観点から、住民税非課税世帯に対して1世帯当たり3万円を給付する事業でございます。

事務費といたしまして、需用費で15万円、申請書等の郵送料、振込手数料として役務費で151万4,000円、システム運用支援業務委託料、労働者派遣業務委託料など委託料で318万9,000円、事業費といたしましては、給付金として負担金、補助及び交付金で6,900万円、それぞれ増額補正をお願いするものでございます。

なお、財源につきましては、全額国庫支出金が交付される見込みでございます。

次に、項2児童福祉費、目2児童福祉施設費につきましては、府中こども園遊戯室の空調設備が故障したことに伴います改修工事の費用として、工事請負費で160万円の増額補正をお願いするものでございます。

目12子育て世帯生活支援特別給付金給付事業費につきましては、コロナ禍における原油価格、電気、ガス料金などを含む物価高騰によります生活支援を行う観点から、ひとり親世帯以外の低所得者の子育て世帯には、子育て世帯支援特別給付金として対象児童お1人につき5万円を給付し、ひとり親世帯につきましては、県が行う給付事業に係る受付事務などを行うものでございます。

事務費といたしまして、職員手当等で23万円、需用費で47万円、申請書等の郵送料、振込手数料として役務費で7万4,000円、システム運用支援業務として委託料で327万4,000円、事業費といたしましては、給付金として負担金、補助及び交付金で1,000万円、それぞれ増額補正をお願いするものでございます。

財源につきましては、全額国庫支出金、または県支出金が交付される見込みでございます。

続きまして、款7商工費、項1商工費、目2商工振興費につきましては、旧東保育園を改修し、ビジネス拠点施設として整備するための経費といたしまして、設計業務、ビジネスマッチング、プロモーションなど一連の業務に係ります委託料といたしまして、1,500万円の増額補正をお願いするものでございます。

財源といたしましては、事業費の4分の3について国庫支出金を見込んでおります。

続きまして、5ページ、歳入について御説明をいたします。

款14国庫支出金、項2国庫補助金、目2民生費国庫補助金につきましては、新型コロナウイルス

ルス感染症対応地方創生臨時交付金といたしまして7,385万3,000円、子育て世帯生活支援特別給付金に係ります給付事業費交付金といたしまして1,000万円、給付事務費交付金として368万9,000円、合計1,368万9,000円の増額補正をお願いするものでございます。

目6 商工費国庫補助金につきましては、デジタル田園都市国家構想交付金といたしまして、1,125万円の増額補正をお願いするものでございます。

款15 県支出金、項2 県補助金、目2 民生費県補助金につきましては、ひとり親世帯生活支援特別給付金給付事務費補助金といたしまして、35万9,000円の増額補正をお願いするものでございます。

款19 繰越金、項1 繰越金、目1 繰越金につきましては、収支の均衡を図るため、535万円の増額補正をお願いするものでございます。

8ページからは給与費明細書を添付させていただいておりますので、後ほどお目通しいたきたいと思っております。

以上、補足説明とさせていただきます。何とぞ御理解賜りますとともに、御審議の上、御賛同賜りますようお願い申し上げます。

○議長（若山隆史君） これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

お諮りいたします。

議第32号 令和5年度垂井町一般会計補正予算（第2号）は、これを原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第13 議第33号 監査委員の選任について

○議長（若山隆史君） 日程第13、議第33号 監査委員の選任についてを議題といたします。

〔9番 乾豊君退場〕

朗読を省略し、提案者の説明を求めます。

町長 早野博文君。

〔町長 早野博文君登壇〕

○町長（早野博文君） 議第33号 監査委員の選任につきまして、提案理由を御説明申し上げます。

議員のうちから選任した監査委員 広瀬隆博氏の任期満了に伴い、その後任として乾豊氏を選任いたしたく、地方自治法第196条第1項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

よろしく御審議の上、御賛同賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

○議長（若山隆史君） これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

お諮りいたします。

議第33号 監査委員の選任については、これを同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、本案は同意されました。

〔9番 乾豊君入場着席〕

以上で本日の議事日程は全て終了いたしました。よって、本日の会議を閉じ、これをもって令和5年第3回垂井町議会臨時会を閉会いたします。

午後3時33分 閉会

上記のとおり会議の次第を記載し、その真正なることを証するため、ここに署名する。

令和 年 月 日

垂井町議会臨時議長 山 田 成 利

垂井町議会議長 若 山 隆 史

会議録署名議員 江 上 裕 子

会議録署名議員 中 川 泰 一